

基安安発1021第1号  
基劳保発1021第1号  
平成23年10月21日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
労災補償部労災保険業務課長

### 特定機械等管理システムのデータベースの構築について

標記については、平成22年12月13日付け基安計発1213第1号、基安安発1213第1号、基劳保発1213第1号「次期労働基準行政情報システムの第Ⅱ期開発機能における特定機械等管理システムのデータベースの構築について」（以下「本通達」という。）をもって通知しているところである。本通達の記の2（1）の「検査機関が保有する電子データを利用した初期データベースの構築」については、当初の予定より遅れたが、8月7日に終了したところである。

しかしながら、当該初期データベースの構築は、登録性能検査機関の保有するデータを活用して行ったことから、特定機械情報の管理に必要な項目の一部を保有しないものが相当数含まれることが判明しており、システムの円滑な運用に支障をきたすおそれがある。

そのため、現在、必要な対応について検討を行っているところであり、今後の対応の詳細については別途示す予定であるが、上記の状況を踏まえ、本通達については下記のとおり変更するので、関係の事務処理に遺漏なきを期されたい。

### 記

#### 1 本通達の変更

- (1) 記の2（4）「設置届等に関する情報の入力」については、文中の「平成23年12月まで」を「平成24年6月まで」に改める。
- (2) 記の5「特定機械等に関する定期報告の取扱い」については、平成23年度においても従前のおおりの報告とする。
- (3) 記の2の別紙「システム化される特定機械等のデータベース構築スケジュール（概要）」中の本省における「登録性能検査機関から提出された性能検査結果報告を入力」については、平成24年4月からを予定している。

#### 2 移行データの確認・修正作業及びそれに伴う予算示達

本通達の記の2（1）「検査機関が保有する電子データを利用した初期データベースの構築」については、移行したデータの確認及び修正作業が必要なことから、平成24年3月までに当該作業を行うこととして、入力補助のための職員の雇入れに係る予算を平成23年11月1日付けで労災保険業務課から示達予定であること。